

2008年 9月 5日

天塩川魚類生息環境保全に関する専門家会議座長

辻井 達一 様

下川自然を守る会会長 千葉 永二  
サンルダム建設を考える集い代表 渋谷 静男  
名寄サンルダムを考える会代表 竹内 和郎  
サンル川を守る会代表 橋本 泰子  
ネットワーク旭川地球村代表 山城 えり子  
北海道の森と川を語る会代表 小野 有五  
大雪と石狩の自然を守る会代表 寺島 一男  
旭川・森と川ネット21代表 平田 一三  
NPO法人 渚滑川とトラウトを考える会 理事長 扇谷 勝  
(社)北海道自然保護協会会長 佐藤 謙

## サンルダム本体着工予算計上と魚道試験・魚類専門家会議運営 についての要望書

8月20日付けご回答をいただき、ありがとうございました。これを受けて、8月26日に開催された天塩川魚類生息環境保全に関する専門家会議(以下、魚類専門家会議)を傍聴しました。しかし会議では、私たちが7月23日付けおよびその後の要望書で要望したこと(別紙資料参照)はごくわずかしか論議されませんでした。そこで、改めて要望書を提出することにいたしますので、ご回答をお願い致します。

ご回答は、9月25日までに、北海道自然保護協会(〒060-0003 札幌市中央区北3条西11丁目、加森ビル6F、Tel&FAX:011-251-5465)宛に、文書と資料によっていただけますよう、宜しくお願いします。

**1. 魚類専門家会議を無視した、北海道開発局によるサンルダム本体工事予算の来年度概算要求計上に対して専門家会議として抗議し、現時点での予算計上の撤回を専門家会議として申し入れてください。**

魚類専門委員会は、天塩川流域委員会が「魚道などの対策に懸念をもつ意見があるため専門家の意見を聞く」としたことから設置されたものです。また天塩川流域委員会意見では「現状の遡上、降下などの河川環境に負荷を与えずに、事前の段階から必要に応じて試

験を行い、その対策の効果を確認しながら、サクラマス<sup>1</sup>の生息環境の推移を継続的にモニタリングして、その結果に基づきさらに必要な対策を講ずることができる体制を整備して、取り組むべきである。」と述べています。このような役割を担って魚類専門家会議がサクラマスその他の魚類の保全について審議しているさなかに、さらにまた、新たにコガタカワシンジュガイ<sup>2</sup>保全策を検討しなければならないことが明らかになったばかりという状況のなかで、開発局がサンルダム<sup>3</sup>本体建設を実質的にスタートさせる予算要求を行ったことは、魚類専門家会議を無視した暴挙としか思われず、とうてい容認できるものではありません。魚類専門家会議としても、自らの存在理由を否定されたに等しいことであり、専門家会議におかれましては、開発局に現時点での予算計上を撤回すべしと早急に申し入れてくださるよう要望いたします。

## 2. 魚道試験の全体計画とその評価方法について、まず明らかにしてください。

そもそもあらゆる科学的な試験・実験は、全体の計画と、その試験の結果についての評価方法がきまり、了承されてから始められるべきものです。第6回専門家会議では、旭川開建が提案した魚道試験に対して、ほとんど審議せずに、わずかに遡上障害の判断基準についてわずかの審議をただけでした。しかも、この判断基準も不明確なままで、これでは、旭川開建が述べた「支障が生じた場合には、速やかに通常の遡上環境を再現できるような体制を整備することを考えています」が実現できるとは考えられません。

今回の魚道試験については、以下のことが明らかにされないうちに、魚道施設の建設や、カワシンジュガイ・コガタカワシンジュガイの採取・移動などが行われており、科学的な手順を逸脱しています。専門家会議は、まず以下の点を明らかにしてください。

(1) サクラマスの遡上の調査方法：どのような調査を行い、魚道による遡上を確認するのか。

(2) 魚道によるサクラマスの遡上の評価方法：どのような結果ができれば、この魚道でサクラマスの遡上に効果があったと認めるのか。

(3) サクラマスの遡上障害の調査方法：反対に、魚道による遡上障害について、何ををもって遡上障害とするのか、またそれをどのような方法で確認するのか。

(4) サクラマスの遡上障害の評価方法：遡上障害が確認された場合、それをどのように評価するのか。

(5) そもそも、この魚道試験は、開発局がサンルダムに設置を計画している落差2.4mの魚道といかなる関係にあるのか。今回の魚道試験で、どのような結果が出れば、サンルダムに設置を計画している魚道の是非を評価できるとするのか。

## 3. 魚類専門家会議の運営について

(1) まず既存のデータの検討をきちんとおこなってほしい。  
開発局が、今回の魚道調査の目的としている迷入防止対策や遡上と流量や水温との関係に

については、既往知見があるはずである。魚道試験を実施する以前に、まず魚道の問題点についての既往知見を整理し、検討すべきである。

(2) 美利加ダム・二風谷ダムの魚道について、まず検討すべきである。

二風谷ダムの魚道については多くのデータが蓄積されています。また美利加ダムの長大な魚道の効果についてはデータが得られつつある状況です。これまでに得られているすべてのデータをまず専門家会議で公開し、それにもとづいた検討を行うべきです。これらは、すべて現地での魚道試験を実施する前に行うべきです。

(3) 専門家会議に提出された資料、参考資料についての検討をきちんと行うべきです。

第6回委員会に旭川開建から配布されたのは、資料1：生息環境保全に向けた取り組み、資料2：連続性確保に向けた取り組み、資料3：サンルダムに設置する魚道施設について・サンルダム魚道施設の機能確認案について（モニタリング計画・ダム工事と遡上と降下調査計画・暫定水位運用などを含む）参考資料1～4で、これらについて旭川開建から説明がなされました。しかし、審議されたのは、資料1と2および資料3のほんの一部にすぎません。魚道試験の審議についての問題点についてはすでに述べたとおりです。とりわけ、恒久的対策の効果を把握・検証するまでの措置としての暫定水位運用問題は重要です。これはサンルダムのサクラマス保全策が成功する前提の上でダム建設を行い、成功するまでの運用策です。保全対策が成功するかどうか不明なのにダムを建設するのは、第1項で述べたのと同様に、魚類専門家会議の役割を無視した考えです。暫定水位運用については、すでに魚類専門家会議準備会で旭川開建から説明されたのに、専門家会議でいまだに審議していないのは問題です。審議する時間が不足しているのであれば、それらの事項については次回討議するなど、きちんとした議事運営によるしっかりとした審議をすべきと考えますので、ご見解を示してください。

(4) 前回提出の参考資料の検討をきちんと行っていただきたい。

参考資料1には、辻井座長と旭川開建からの私たちの要望書に対する回答も掲載されていて、辻井座長は、私たちの要望について、「検討したい」「承りました」と回答を寄せていただき、旭川開建からは、魚道試験の休止要望について「第6回専門家会議の議論を踏まえて回答いたします」と回答をいただきました。辻井座長は、私たちの魚道試験中止要望については「検討したい」と回答されていますので、きちんと時間をかけて検討してください。そのために、私たちが要望し、辻井座長が回答されたことについて、いつ議題として取り上げていただくのか、私たちにお示しください。

#### 4 魚類専門家会議と私たちとの懇談会を要望します

魚類専門家会議では、天塩川流域委員との意見交換を行う予定と聞いていて、私たちは歓迎いたします。それとともに、辻井座長と可能な委員の方と私たちとの懇談を要望いたします。上記で述べたように、要望書の提出とそれを踏まえた魚類専門家会議の傍聴という文書のやりとりだけの仕組みでは私たちの意図が十分伝わらないと感じています。そこ

で、率直な意見交換ができる懇談会をもつことによってお互いの認識を深め、サンル川その他の天塩川水系の環境保全に有意義なものになると考えています。このような懇談会は、住民等の意見を反映する必要な措置を定めた河川法第 16 条の 2 にも合致するものです。ぜひご検討ください。

---

#### 別紙資料

### 魚道試験と関連する要望事項

#### 7/23 要望書

1. 試験の目的があいまいである。今までの知見を整理したうえで、サンル川で魚道試験を行わなければならない目的を示すべきであり、開発局の示した目的はあいまいである。
2. サンル川はサクラマスがもっとも豊富な河川であり、サクラマスへの悪影響が懸念されるので、この懸念を払拭すべきである。
3. サンル川で計画しているのは、美利河ダムの魚道が成功したという前提で涼められているので、美利河ダム魚道の評価を行ってからサンル川の魚道試験を検討すべきである。

#### 7/29 要望書

1. 試験魚道による遡上阻害が問題であるので、影響の少ないサンル川支流に変更して実施すべきである。
2. ダムが建設されると、下流で河床低下が進むので、ダム下流のカワシンジュガイが保全されないのではないか。

#### 8/5 要望書

1. 魚道によって遡上・降下が 100% 保全されなければ、累積効果によってサクラマスなどの遡上・降下する魚類の保全はできないと考えられる（要望書 7 項目目に詳細説明）。
2. わずか 6 段の魚道試験とサンルダム完成時の魚道と同調させることはできない。
3. 魚道試験によってこれまでと同様な産卵床の形成や産卵数、孵化が得られない可能性がある。
4. 成熟ヤマメ（河川残留型オスヤマメ）が魚道を遡上できるか疑問がある。
5. 魚道試験より前に、湛水区間のサクラマス産卵床調査をきちんと行うべきである。
6. 予定されている魚道とバイパスの間に存在する支流および右岸側の支流の遡上・降下が見捨てられるので、これらについて説明なしに魚道試験を行うべきでない。

#### 8/22 要望書

1. 魚道試験は、予定されている下流では遡上阻害の影響が大きいので、上流または支流で行うべきである。
2. 試験魚道の下流での産卵は孵化率の減少をもたらす危険性がある。
3. 遡上阻害の監視体制を明確にすべきである。
4. 遡上阻害の判断と連絡体制の具体的内容を示すべきである。

5. 遡上阻害対策として対岸バイパスを設けるよう申し入れた。
6. 魚道試験の場所はカワシンジュガイ分布の中でも大きなコロニーであり、そのことを知らずに決めたのではないか。この場所を選定した判断を聴にすべきである。
7. 数mmのカワシンジュガイ個体を取り残されていると考えられるので、これについて今後どうするのか明らかにすべきである。
8. カワシンジュガイ移設場所が適切なのか疑問がある。ダムが完成すれば川床低下によって下流のカワシンジュガイが流出する危険があるが、どのように考えているのか見解を示すべきである。
9. 魚道試験やカワシンジュガイ問題の疑問に答えるのは開発局なのか、魚類専門家会議なのか明らかにしていただきたい。

#### **元流域委員からのご意見の中の魚道問題に対する具体的意見の抜粋**

1. 魚道試験について、モニタリングの結果は検証次第では工作物の撤去もありうる。サクラマス魚道の可否、魚道設置後のサクラマス生息状況、出水期など河川流量による遡上変化、調査時期の検討や魚道下の河川生息数と魚道遡上数の比較試験など客観的視点に立ち効果を拙速することなく時間を十分にかけるべきである。降下対策としてサンルダムに美利河ダム方式を採用しようとしているが、判断するには情報が少なすぎる。具体的検証を進めなければ再生産の機構に至らずにサクラマスは絶滅の恐れさえある。モニタリング調査内容の検討を専門家会議でも積み重ねるべきである。(蝦名)
2. サンルダムによるサクラマスや他の魚種、カワシンジュガイ等の生息環境への影響調査をダム建設以前に十分行い評価していただきたい。魚道による遡上対策、稚魚の効果対策、発電用水路への迷入防止対策などの個別的・技術的改良策だけでなく、またサクラマスの生息環境への影響を最小限にする(専門家会議設立趣旨)といった曖昧なことではなく、それぞれの悪影響の累積効果についても十分な検討と評価をすべきである。以上のような検討結果、サクラマス保全が困難な場合には、治水対策の見直しも含めて検討すべきである(出羽)。

#### **辻井達一座長と旭川開建建設部からの回答**

##### 1. 辻井座長

1) 暫定水位運用について・・・開発局は、魚類専門家会議準備会において(第6回委員会でも)「サクラマスの保全対策の効果を検証・把握する間の措置として、スモルト降下期の貯水量を低下させる運用を暫定水位運用というふうに考えております」と説明した。これは、「ダムとともに魚道などを建設し、保全対策の効果を調査している間はダムの水位を河川と同じレベルに下げて対応して、保全対策の効果が確認されれば本来の多目的ダムとする」という意味に理解されます。しかし、保全対策が不十分と確認された場合の対応を開発局は述べていません。天塩川流域委員会の意見は「対策の実施にあたっては、その効果

を懸念する意見があることから、専門家の意見を聴くとともに、現状の遡上、降下など河川環境に負荷を与えずに、事前の段階から必要に応じて試験を行い、その対策の効果を確認しながら、サクラマスが生息環境の推移を継続的にモニタリングし、その結果に基づきさらに必要な対策を講ずることができる体制を整備して、取り組むべきである」と述べています。この文章はあいまいですが、サクラマス保全対策ができない場合には、ダムそのものの計画について再検討することも含むとも理解できます。しかし、開発局の暫定水位運用の考えでは、モニタリングの結果、サクラマス保全が不十分であったとしても、ダムが建設されることになると考えられます。このことについて質問したところ、回答は「開発局が回答する問題」でした。

## 2) 二風谷ダムのサクラマス保全対策の評価など

二風谷ダムのサクラマス保全対策の評価、サンル川のサクラマスに関する基礎的資料の整備、および美利河ダムのサクラマス保全対策の評価を、魚類専門家会議として行っていただきたいという要望に対する回答は、「要望として承りました」でした。

## 3) 魚道調査の中止もしくは延期について

回答は「ご希望の意見として承り、幾つかのご要望とともに検討したいと考えます」でした。

## 2. 旭川開発建設部

魚道試験の休止の要望に対して、「平成 20 年 8 月 26 日に予定している第 6 回天塩川魚類生息保全に関する専門家会議の議論を踏まえて回答いたします」という回答が示されました。